

宜野湾市行財政改革推進計画

平成18年度～21年度

平成19年3月
宜野湾市

宜野湾市行財政改革推進計画

【 目 次 】	【 頁 】
はじめに	
1．目的	1
2．計画期間及び計画の見直し	1
3．進行管理	1
第四次宜野湾市行財政改革大綱重点項目に係る実施項目	
1．行政が担うべき役割の再検討	
（1）事務・事業の見直し	1
（2）民間委託等の推進	2
（3）指定管理者制度の活用	3
（4）民間活力の適切な活用	3
（5）公営企業関係	4
（6）第三セクター、地方公社の健全化	5
（7）地域協働の推進	6
2．行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	6
3．定員管理及び給与の適正化	
（1）職員数及び職員給与の現状について	7
（2）定員管理の適正化	
計画の概要	7
過去の純減実績内容	8
今後の目標値	8
今後の定員管理のあり方	8
（3）給与の適正化	9
（4）定員・給与等の状況の公表	9
（5）福利厚生事業	9
4．人材育成の推進	10
5．公正の確保と透明性の向上	10
6．電子自治体の推進	11
7．自主性・自立性の高い財政運営の確保	12
8．民意を反映した行政運営の充実	14

はじめに

1. 目的

「宜野湾市行財政改革推進計画」(以下「推進計画」という。)は、「第四次宜野湾市行財政改革大綱」に掲げた重点項目を受け、行財政改革を計画的に実施するための方策を示したものです。

厳しい財政状況が続く中、新たな行政システムの構築を図り、危機的な財政状況を回避し、自立と協働のまちづくり実現をめざすためには、本推進計画による改革が必要不可欠であります。

国においては、各自治体に、より一層の行政改革の推進に努めるべく、平成17年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定しました。

本市は、その指針に基づき、

事務・事業の見直し

民間委託の推進

定員管理の適正化

手当ての総点検をはじめとする給与の適正化

第三セクターの見直し

地方公営企業関係

経費節減等の財政効果

職員の意識変革と市民との協働

の推進項目を中心に特に重視して取り組むべき事項を、具体的な計画内容や目標数値、実施年度を可能な限り示していきます。

2. 計画期間及び計画の見直し

推進計画の期間は、平成18年度から平成21年度までの4年間とします。

同計画の始期が、第三次行財政改革大綱の最終年度にあたることから、平成18年度に新たに策定された「第四次宜野湾市行財政改革大綱」の内容を盛り込むとともに、あわせて、推進計画実施項目の取組状況や組織機構の見直し等も考慮に入れながら、必要に応じて適宜、計画内容を見直すものとします。さらに、平成18年8月に、国から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示されており、同指針の趣旨も踏まえつつ、効率的で効果的な行財政運営に努めていくこととします。

3. 進行管理

推進計画の進行管理は、計画の進捗状況を毎年度把握し、改革の着実な推進を図るものとします。

あわせて「宜野湾市行財政改革委員会」に報告し、多角的な観点から意見を聴取するほか、市民からの意見を広く取り入れるとともに、計画の進捗状況については、定期的に市広報誌やホームページなどを通じて公表していくものとします。

第四次宜野湾市行財政改革大綱重点項目に係る実施項目

1. 行政が担うべき役割の再検討

(1) 事務・事業の見直し

限られた財源の中で、複雑多様化する市民ニーズに的確に対応するためには、各事務・事業を多角的に検証し、事務・事業執行の成果を「最小の経費で最大の効果」をあげるため、不断の見直しを行いつつ市民サービスの向上を目指すとともに経費の節減に努めます。

そこで、成果重視の効率的・効果的な行財政運営推進のため、各種事務・事業等の見直しを行います。

具体的には、平成17年度に実施した事務・事業の洗い出し(基礎)調査をベースに効果的なマネジメントサイクルの確立を目指した「事務・事業評価」の実施を行い、行政情報化整備事業(包括的なアウトソーシング)の第2次稼働と連動しながら取り組みを進めていくこととします。

第四次行財政改革大綱		重点項目	推進計画	推進項目	実施項目	担当課	内容	期待される効果	年次計画 (単位:千円)			
重点項目	推進計画								平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1	行政の担うべき役割の再検討			事務・事業の見直し	1 窓口業務におけるワンストップサービスの検討・実施	行政改革室	市民サービスの向上、業務改革を進めることを目的とし、行政手続のワンストップ化の実現に向けた取り組みを実施します。	証明書発行、申請・届出等の窓口業務を1箇所の窓口で済ませることができ、各課の窓口を回ることによる市民の負担を軽減することができる。	検討	実施	実施	実施
									・導入検討部会の設置 ・市民課事務室周辺の改修 ・実施要領の策定	・証明書発行業務にて一部実施 ・届出及び申請業務の導入の検討・実施	・証明書発行業務を順次拡大 ・市民サービスステーション(1階全体)の方向性の確立	市民サービスステーション(1階全体)の計画策定・実施
					2 業務マニュアルの整備・充実	行政改革室	業務フローや業務内容について「行政評価」の実践を行いながら行政の連続性を確保する。	・毎年度の人事異動に伴う事務引継ぎ等の事務負担の軽減 ・今後の大量退職に備えたノウハウの蓄積 ・コスト意識をもつこと等による職員の意識改革 ・全事業のマニュアルを職員間で共通の情報とすることにより、シームレスな行政運営が図れる。	試行	実施	実施	実施
									・全係毎に代表的な業務2事業を取り上げ試行 ・様式の修正	・全事業へ展開 ・データベース化	・年度ごとに全事業のマニュアルを見直し、必要に応じて更新	・年度ごとに全事業のマニュアルを見直し、必要に応じて更新

(2) 民間委託等の推進

本市においても、民間委託等の民間活力の導入を積極的に進めてきたところであるが、今後も市民サービスの向上、行政運営の効率化等を図るため、民間活力に委ねることが適当なものについては、適正な管理・監督の下に公共性及び行政責任の確保が図られること等に留意して積極的に推進します。あわせて、平成17年度から実施しています事務事業の洗い出し(基礎)調査、及び平成18年度から開始する各事務事業における業務マニュアル整備を進める中で、委託化が可能な事務事業を抽出し検討を進めていきます。

第四次行財政改革大綱		重点項目	推進計画	推進項目	実施項目	担当課	内容	期待される効果	年次計画 (単位:千円)			
重点項目	推進計画								平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1	行政の担うべき役割の再検討			民間委託等の推進	3 行政情報化整備事業の包括的民間委託	IT推進室	IT総コストの低減を図りながら市民サービスの向上及び行政の効率化を達成していくために、IT関連業務に関して包括的な民間委託を推進する。	・IT総コストの低減化、ITに関する最新技術・高度な利活用ノウハウ等の入手により行政効率の向上が見込まれる。 ・情報セキュリティの高度化が図られる。	第2次システム整備(財務、文書管理などの内部情報系) ・情報政策課とIT推進室の統合	・システム運用、保守等のアウトソーシング	・システム運用、保守等のアウトソーシング	・システム運用、保守等のアウトソーシング
					4 税務関連基礎資料等の民間委託	税務課	固定資産税の土地・家屋にかかる諸調査業で民間活力を活用による事務の効率化、コスト削減、市民サービスの向上を図る。	事務の効率化、コスト削減、市民サービスの向上を図る。	検討	検討	検討	実施
					5 包括支援センターの民間委託	介護長寿課	平成18年度から実施している本事業は、直営1箇所を設置しているが、今後、生活圏域(4箇所)ごとに年次的に分散していく。介護担当課は、基幹型として統括(指示、指導、評価等)を行う	生活圏域ごとの設置により、地域密着型の市民サービスが図られる。そのことにより、きめ細かな実態の把握等も可能になり、介護予防サービス等の迅速な提供が期待できる	検討	実施	実施	実施
									直営 1 委託 2	直営 1 委託 3	直営 1 委託 4	8,880 9,000 10,000 指定介護予防支援事業を民間委託することによる人件費とケアプラン策定手数料の差額

(3) 指定管理者制度の活用

公の施設運営については、これまで市が直接行うか、公共的な団体などに管理を委託してきましたが、今後は、地方自治法の一部改正に伴い創設された指定管理者制度を積極的に活用し、民間業者等も含めた団体に管理を委ねることで、更なる市民サービスの維持向上と経費の縮減を図っていきます。

平成17年度には、「指定管理者制度移行にあたっての指針」を策定し、本市の西海岸に位置する「宜野湾海浜公園内の区域の一部及び産業展示館（宜野湾市トロピカルビーチエリア）」への指定管理者制度を導入し、また、学習等供用施設（8施設）、宜野湾市シルバーワークプラザの管理運営を指定管理者へ委任いたしました。

今後は、宜野湾海浜公園やその周辺施設をはじめとして、平成20年度に完成予定の（仮）マリン支援センターや他の公の施設において、年次的な導入計画の策定に向け検討していきます。

第四次行財政改革大綱		重点項目	推進計画	実施項目	担当課	内容	期待される効果	年次計画 (単位:千円)			
重点項目	推進計画							平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1	行政の担うべき役割の再検討	指定管理者制度の活用	指定管理者制度の活用	6	産業振興課	指定管理者制度導入を行い、施設の効率的な管理運営及び施設利用の活性化を図り、市民サービスの向上及び経費の節減に努める。	指定管理者制度の導入による経費の抑制及びサービスの向上 ・観光客・若者等の利用を促し、西海岸地域の活性化 ・相乗効果による経済波及効果 ・雇用の拡大	検討 条例制定検討	導入準備 ・指定管理者公募 ・選定委員会 ・備品購入	制度導入(実施) 供用開始	導入継続

(4) 民間活力の適切な活用

公の施設などの建設、維持管理、運営などについては、低廉かつ良質な公共サービスが提供され、地域経済の活性化に資すると考えられるものについては、PFI事業等の活用も検討していきます。

第四次行財政改革大綱		重点項目	推進計画	実施項目	担当課	内容	期待される効果	年次計画 (単位:千円)			
重点項目	推進計画							平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1	行政の担うべき役割の再検討	民間活力の適切な活用	PFIの活用	7	企画政策課	民間との協働事業としてPFI手法を検討し、事業費の縮減と事務事業を民間へ移行することについて検討を行う。	VFM(公共が行った場合とPFI事業で行った場合の総事業費の削減を示す割合。支出に見合った価値)は、約10%程度を想定	用地取得 陸地の土地評価 用地取得	可能性の検討 可能性の検討及び調査	契約要件整理 アドバイザー業務委託 リスク・業務分担の整理	契約及び工事着手 契約債務負担行為の設定
				8	土木課	市道の公共施設に対する愛護心の増進と地域環境の向上を図り、市民・各自治会等が市道の樹木及び周辺において、清掃、除草、水やり等の簡易で日常的な愛護活動を市民と行政の協働により緑豊かな美しい街づくりを推進する。	市民及び自治会等による植栽樹の管理により街路樹維持管理費の削減が期待される。美化活動により緑豊かな美しいまちづくりが図られる。	実施 市民・各自治会等への植栽樹の管理充実(10箇所) 年3回作業1樹15,000円	実施 市民・各自治会等への植栽樹の管理充実(10箇所) 年3回作業1樹15,000円	実施 市民・各自治会等への植栽樹の管理充実(10箇所) 年3回作業1樹15,000円	実施 市民・各自治会等への植栽樹の管理充実(10箇所) 年3回作業1樹15,000円
				9	施設管理課	自治会への業務委託を検討する。(将来的には指定管理者導入に向けた検討を行う。)	現行の直営管理に比べて、一層の人員費削減の効果が期待できる。また、自治会等への業務委託は、地域の公園という意識が醸成されるとともに、美化効果、防犯効果の向上も期待できる。	検討 庁内にて地域団体への業務委託に向けた検討を行う。	実施 嘉数高台公園の業務委託 嘉数自治会への業務委託を予定	実施 森川公園の業務委託 業務委託及び指定管理者制度の活用も視野に入れながら管理のあり方を検討	実施 佐真下公園の業務委託 業務委託及び指定管理者制度の活用も視野に入れながら管理のあり方を検討

(5) 公営企業関係

各公営企業の職員数の推移

(各年度4月1日現在)(単位:人)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
水道事業	41	40	39	36	36	34	33	32
下水道事業	17	17	17	17	17	15	15	14
宅地造成事業	13	13	12	13	14	15	15	15
介護サービス事業	29	30	30	30	30	30	30	29

経営改革の推進

上水道事業

上水道の整備については、漏水防止対策を強化し、水道施設の整備と水の安定供給に努めるとともに、有収率を高めるために経営の健全化・効率化を推進し、経営基盤の強化に取り組みます。

下水道事業

厳しい財政状況の中、維持管理費の増大が懸念されますので、経費節減等の施策を実行するとともに使用料の増収のために下水道の一層の普及促進を行うなど、下水道事業の合理的な経営に努めます。

宅地造成事業

宇地泊第二土地区画整理事業については、全国的な地価下落への傾向がありますが、都市機能用地への企業立地と連携しながら保留地処分を推進を図り、事業の早期完了に取り組みます。

介護サービス事業(特別養護老人ホーム宜野湾市福寿園)

利用者が快適な在園生活を過ごすため、各実施事業において利用者個々のニーズにあった質の高い介護サービスの提供に努めます。

民間委託等の推進

高度化・多様化する市民ニーズへの対応や、効率的な市政運営を実現するため、民間のノウハウを取り入れる等、経営の健全化・効率化を図りながら各事業の経営の活性化を推進します。

第四次行財政改革 大綱	重点項目	推進計画	推進項目	実施項目	担当課	内容	期待される効果	年次計画 (単位:千円)			
								平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1	執行 行政の担 うべき役 割の再	民間 委託の推 進	民間 委託の推 進	漏水調査の 民間委託	水道 局施設課	専門の業者へ委託し、 かつ技術者を育成する 事により有収率の向上 のための漏水防止対 策を強化する。	健全な経営の維持、配 水管路の正常維持、 有収率の向上が図ら れる。	実施	実施	実施	実施
			10					漏水調査を民間委託し、有収率の向上に努める。	漏水調査を民間委託し、有収率の向上に努める。	漏水調査を民間委託し、有収率の向上に努める。	漏水調査を民間委託し、有収率の向上に努める。
								効果: 35件発見件数、669 /分漏水防止			

(平成11年度から平成17年度の状況)

水道事業

- 水質検査(毎日検査)の委託(平成14年度より実施)
- 量水器取替(検満メーター取替)業務の委託(平成16年度より実施)
- 昼休みの料金徴収業務委託(平成17年より実施)

下水道事業

管路の維持管理、ポンプ場維持管理委託(平成11年度より実施)

宅地造成事業

補償費積算・造成工事委託(平成14年度より実施)

定員管理に関する計画及び給与の適正化に関する計画

定員管理及び給与の適正化に関しては、類似団体等との比較・検証を行いながら、引き続き定員の適正化に努めるとともに、定員については年次的な見直しを行いつつ「宜野湾市定員適正化計画」に沿って推進をしていきます。

(6) 第三セクター、地方公社の健全化

対象団体

法人名	出資額:千円(比率:%)
宜野湾市土地開発公社	10,000(100%)
(株)ティ・エム・オ普天間	53,000(67.3%)

職員数・監査・点検評価・情報公開の状況

(平成18年3月31日現在)

法人名	職員及び役員数		監査・点検評価の実施状況			情報効果の状況(公開している情報)						
	職員	役員	監査委員による監査	外部監査	委員会等による定期的な点検評価	財務諸表		財務諸表の概要	事業計画	財政支援の状況	監査・点検評価の結果	人件費
						P/L	B/S					
宜野湾市土地開発公社	8(7) ()内の数字は市職員の兼務人員	10		×	×	×	×	×	×	×	×	×
ティ・エム・オ普天間	2	7		×	×	×	×	×	×	×	×	×

実施: 未実施: ×

既存法人の見直し

「宜野湾市公共施設管理公社」については、平成元年に設立され、主に本市西海岸にある都市公園、体育施設等の管理委託業務を行っていましたが、平成15年の地方自治法の改正により、公の施設の管理・運営が民間の団体においても可能となり、より民間のノウハウが活かせる本市トロピカルビーチ周辺の海浜公園の一部に指定管理者制度を導入することになりました。また、設立以来、同公社が、管理委託を行っていた残りの施設については、一旦、直営に戻し今後、計画的に指定管理者制度の導入を検討して行くとして、同公社は、平成18年3月31日をもって解散をした。

第四次行財政改革大綱		重点項目	推進計画	推進項目	実施項目	担当課	内容	期待される効果	年次計画 (単位:千円)			
重点項目	重点項目								平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1	行政の担うべき役割の再検討			第三セクターの経営健全化	11	産業振興課	現在、市の債務保証等はなく、民活の体制が良好に取り組みされているが、今後、小売商業を取り巻く環境は厳しい状況が予想されることを受け、商工会や地域住民を含め、経営健全化に向けた取り組みを図る。	1. 長期安定的な収支の確保、経費節減等の経営努力 2. 集客効果に寄与する施設の誘致(現金自動支払機の設定等) 3. 各テナントの販売促進・支援 4. イベントひろば(1階駐車場)の活用	実施	実施	実施	実施
									当期利益 8,320	当期利益 13,530	当期利益 13,460	当期利益 15,550
				地方公社の経営健全化	12	用地課	経営状況等を積極的に公開し、計画性・透明性の高い企業経営の推進を図る。	情報公開に関する要綱を制定し、土地開発公社の経営状況を市民に公表することにより、計画性・透明性の高い企業経営が図られる。	検討	要綱制定	実施	実施
									他公社の調査	情報公開に向けた協議及び要綱内容の検討	市HPへ公開	市HPへ公開

(7) 地域協働の推進

「市政の主人公は市民」を基本理念におき、市民、地域自治会、ボランティア、NPO等の市民力を育成し、市民等との協働を積極的に推進していきます。

第四次行財政改革大綱		重点項目	推進計画	推進項目	実施項目	担当課	内容	期待される効果	年次計画 (単位:千円)			
									平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1	行政の担うべき役割の再検討		地域協働の推進	協働のまちづくり推進	13 自治基本条例(協働・参画)の制定	企画政策課	自治体運営やまちづくりの基本的な理念・仕組み・住民の基本的な権利などを具体的に条例に規程するもであるため市民及び職員の意識向上を図り、市民との協働による検討及び制定を目指していく。講演会や勉強会の開催、調査・研究・検討を経て平成22年度までに制定予定。	市民とともに自治基本条例を制定することによって、市民との協働の街づくりが実現でき、第三次市総合計画の将来像である「市民が主役の「ねたて」の都市・ぎのわん」の達成も可能になる。	検討	検討	検討	導入準備
					14 地域防災体制の強化	総務課	地震、津波、暴風雨、土砂災害などの自然災害に対して自治会、ボランティア団体等の地域活動団体が地域ネットワークを形成し、住民と行政が連携して、地域における防災体制を構築することにより、効率的で密度の高い防災力効果が発揮できる街づくりを目指す。	自治会をはじめ地域における活動団体がその特性を活かした防災活動を展開することにより、災害時における住民の身体、生命、財産の保護が迅速、的確に行える防災活動体制が確立され、災害被害の減少につなげる。	5自治会の自主防災組織の結成	9自治会の自主防災組織の結成	9自治会の自主防災組織の結成	
					15 防犯計画	市民生活課	地域住民と緊密な連携を図り、地域安全活動を積極的に推進し、市民生活の安全確保のための活動を推進する。	モデル地区を指定し、防犯パトロールの実施等を通し犯罪抑止及び交通事故防止を図る。	モデル地区指定	モデル地区指定	モデル地区指定	モデル地区指定
					16 商店街活性化	産業振興課	市内地域の空き店舗に入居するものに対し、家賃を補助することにより、商店街の空洞化を抑制し、雇用の促進を行い、経済の活性化を図る。	・商店街の空洞化の抑制 ・指定地域のイメージアップ ・経済効果(消費活動・取引活動等)の向上	実施	実施	実施	実施
								嘉数中学校区モデル地区指定	大山小学校区モデル地区指定	宜野湾中学校区モデル地区指定	普天間小学校区モデル地区指定	
								商店街等の調査を行い対象地区を決定 目標:13件	商店街等の調査を行い対象地区を決定 目標:13件	商店街等の調査を行い対象地区を決定 目標:13件	商店街等の調査を行い対象地区を決定 目標:13件	

2. 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

第四次行財政改革大綱		重点項目	推進計画	推進項目	実施項目	担当課	内容	期待される効果	年次計画 (単位:千円)			
									平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
2	行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織		行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	責任・権限の所在が明確な組織・機構の改革	17	行政改革室	政策・施策等(地域戦略)に応じて効果的・効率的にそれを実践しうる組織機構を構築する。 組織・機構改革(平成20年4月1日)	民間委託や地域協働の推進などにより、行政が行うべき事務・事業の効率化 政策、施策、事務事業に対応した組織編成が可能になる。 住民ニーズへの的確な対応 トップマネジメントサポート機能の充実等が図られる。	検討	検討	実施	実施
										導入準備 関連条例の改正等		

3. 定員管理及び給与の適正化等
 (1) 職員数及び職員給与の現状について

(県内11市現状比較)

(平成18年4月1日現在)

	人口(人)	職員数(人) 1	職員一人当たりの市民数 (人)	平均給料月額 (円)	ラスバイレス指数 2
那覇市	312,415	2,941	106.2	348,600	97.5
石垣市	46,771	578	80.9	343,500	90.1
浦添市	107,980	856	126.1	345,000	95.9
名護市	58,725	609	96.4	336,326	93.9
糸満市	57,424	491	117.0	349,500	95.6
沖縄市	131,521	1,054	124.8	328,700	94.2
豊見城市	53,226	378	140.8	339,800	94.6
うるま市	116,405	1,084	107.4	334,985	93.5
宮古島市	55,782	1,029	54.2	330,500	89.1
南城市	40,733	420	97.0	340,582	96.5
宜野湾市	89,072	695	128.2	322,221	93.3

上記の表のとおり本市においては、県内11市の比較を行っても少ない職員数で行政運営を行っており、平均給料月額比較においても低く抑えた状況で市民サービスを行って参りました。

1 職員数：平成18年度地方公共団体定員管理調査に基づき作成

2 ラスバイレス指数：地方公共団体の一般行政職員の平均給与額を求め、国の平均給与額を100として算出した指数

(2) 定員管理の適正化

【宜野湾市定員適正化計画】

計画の概要

計画期間：平成18年4月1日～平成22年4月1日

目 標：これまで、事務事業や職員配置見直し等積極的に取り組み職員数の削減に取り組んできましたが、さらなる財政の健全化を推進していくため、「宜野湾市定員適正化計画」(平成17年11月策定)に基づき、計画的な職員数の抑制を図っていきます。

目 標 値：計画期間内(平成18～22年度)に35名(5%)の職員の削減を目指します。

手 法：計画期間内に職種ごとの個別計画とし、退職者の推移を勘案しながら職員採用を行います。

財政効果：計画期間の5年間に退職者145人、新規採用者数を110人として見込み、更なる財政の健全化を図っていきます。
 計画期間(5年間)の効果目標額：245,000千円】

過去の純減実績内容

平成11年4月1日の職員数は719名であったが、平成14年度の機構改革による組織の統廃合、平成17年度秘書課と広報交流課の統合、次長兼務制の推進などにより平成16年4月1日までに8名の削減を図りました。（純減率 1.11%）

	（平成11年度から平成16年度）						（各年度4月1日現在）
	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	計
総職員数（人）	719	717	712	714	710	711	
対前年度比増減数（人）	-	2	5	2	4	1	8
							1.11%

今後の目標値

	（平成17年度から平成22年度）						（各年度4月1日現在）
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計
総職員数（人）	707(*1)	697	694	689	680	672	
採用予定者数（人）	-	34	8	13	22	33	110
退職予定者数（人）	-	44	11	18	31	41	145
対前年度比増減数（人）	-	10	3	5	9	8	35
目標進捗率		28.6%	37.1%	51.4%	77.1%	100.0%	-

(*) 上記の表は、宜野湾市定員適正化計画策定時における目標設定数値である。

(* 1) 平成17年度未配置分の保育師(1名)、幼稚園教諭(1名)を含んだ数値。実配置人数は705人。

今後の定員管理のあり方：

- 民間委託（指定管理者制度の導入）や市民との協働の推進
- 事務処理の簡素合理化
- 新たな行政に対する部門間の調整措置
- 計画的な職員採用と適切な人材配置

第四次行政改革 大綱				実施項目	担当課	内容	期待される効果	年次計画（単位：千円）			
重点項目	推進計画	推進項目	平成18年度					平成19年度	平成20年度	平成21年度	
3	定員管理及び給与の適正化等	定員管理の適正化	定員適正化計画の推進	18	行政改革室	行政需要に適切に対応するため、効果的・効率的な職員配置を行いながら、全体として定員を抑制し、併せて平成22年度をピークとする団塊の世代の大量退職に備え、将来の組織を支える人材の計画的な確保に向けて定員適正化を図ります。	人材の計画的な確保 人件費の抑制が図られる。	実施 10名減 697名	実施 3名減 694名	実施 5名減 689名	実施 9名減 680名 (H22.4.1配置) 8名減 672名
								70,000	21,000	35,000	63,000

(3) 給与の適正化

給与につきましては、国や県の状況及び人事院勧告を勘案しながら、健全な財政運営に向けて、市民の理解、社会的認知を得られる人件費の水準の実現、歳出抑制を目的とした給与の適正化を目指して取り組んでまいります。

あわせて、各種手当等の見直しも行います。

(4) 定員・給与等の状況の公表

職員の定員・給与等の公表については、透明性確保の観点から「宜野湾市人事行政の運営等の状況の確保」の観点から積極的な情報公開をしていきます。

(5) 福利厚生事業

職員の福利厚生事業については、内容の妥当性や事業効果を勘案しつつ、適正な実施に努めます。

重点項目	推進項目	実施項目	担当課	内容	期待される効果	年次計画 (単位:千円)				
						平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
3 定員管理及び給与の適正化等	給与の適正化	19 退職手当の見直し	人事課	段階的に支給率の見直しを行い、平成18年1月1日において国と同様	人件費等の経常経費の縮減を図ることにより、一般財源の確保し、他の事業への充当が可能。	実施	実施	実施	実施	
						平成16年度より段階的に見直しを実施				
	給与構造改革	20 定年退職時の特別昇給の廃止	人事課	定年退職時において退職金計算の基となる基本給の特別昇給を廃止(平成17年度実施済)	〃	実施	実施	実施	実施	
		21 給料表の見直し	給料表の見直し	人事課	民間水準の地域格差を考慮し、給料表の水準平均4.8%を引き下げる。	〃	実施	実施	実施	実施
			高齢層職員の昇給抑制	人事課	55歳以上の職員の昇給については、通常の職員の半分程度に抑制	〃	実施	実施	実施	実施
		級別標準職務表の改正	人事課	級別標準職務表に適合しない給への格付け見直しを図る。 旧6級における主任主事を新4級では、位置付けを行わない。	〃	実施	実施	実施	実施	
	諸手当の見直し	22 退職手当制度の見直し	人事課	在職期間中の貢献度をより的確に反映できるよう制度の見直しを図る。	〃	検討	実施	実施	実施	
		23 通勤手当の見直し	人事課	バス賃相当分支給を距離に応じた額で支給を是正する。	〃	検討	実施	実施	実施	
		24 特殊勤務手当の見直し	特殊勤務手当の見直し	人事課	制度の趣旨に合致しないもの等の見直しを図る。	〃	検討	実施	実施	実施
定員・給与等状況の公表	25 市広報誌、市ホームページでの公表	人事課	市民が理解しやすいよう工夫を凝らした内容で作成し、「宜野湾市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき透明性を確保するためホームページ等を介し公開に努める。	〃	実施	実施	実施	実施		
福利厚生事業	26 市広報誌、市ホームページでの公表	人事課	事業内容の効果及び妥当性について、市民の理解が得られるよう、適正に事業を実施し、事業の状況については市ホームページ等を介し公開に努める。	〃	実施	実施	実施	実施		

4. 人材育成の推進

時代に求められる職員像と人材育成の取り組みの方向性を明らかにするために「宜野湾市人材育成基本方針」を策定し、職員の意識改革と組織の活性化を目指して、総合的な人材の育成を図るとともに、「市政の主人公は市民」を基本理念におき、市民、地域自治会、ボランティア、NPO等の市民力を育成し、市民等との協働を積極的に推進していきます。

第四次行財政改革大綱		重点項目	推進項目	実施項目	担当課	内容	期待される効果	年次計画 (単位:千円)			
重点項目	推進計画							平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
4	人材育成の推進	人材育成の推進	人材育成基本方針	人材育成基本方針の策定・実施	人事課	今後、市政発展には組織における人材の育成が欠かせない要素となっていることから、これからの時代に求められる職員像と人材育成の取り組みの方向性を明らかにするために「宜野湾市人材育成基本方針」を策定し、職員の意識改革と組織の活性化を目指して、総合的な人材の育成を図る。	研修と人事を一体化し、中・長期的な視野に立った人材育成計画の基に職員の能力開発が効果的に推進できる。結果として、市民サービスに繋がる。	方針策定に向けての手法・作業日程等導入計画の検討	基本方針の策定	実施	実施
				27				作業日程、策定委員会設置要領(案)作成等について課内・部内協議 策定委員会設置要領策定	策定委員会発足 検討委員会開催 日程、計画構成等検討 求められる職員像の検討 現状把握と課題抽出 人事制度の検討 研修制度の検討 人材育成基本方針(案)の取りまとめ 市長報告 庁議	方針に基づき実施	方針に基づき実施
			人事考課制度	人事考課制度の策定・実施	人事課	今後の社会にふさわしい効率的な行政サービスを実現するためには、職員の人材育成、能力開発は不可欠な要素となっている。そのため、あらたな人事考課制度を導入し、職員ひとり一人の能力を客観的に把握し、公正な評価、効果的人事配置、職員の意識改革に適切に反映させていく必要があります。	一定の基準に沿った人事考課を行うことにより職員の能力把握が的確になり、効果的な活用や育成が可能になる。 職員に対し、あるべき方向性を示すことが可能になり自発的に学び、チャレンジしていく職員を目指すことができるため、個人や組織として成果が上がり、結果として市民サービスの向上に繋がる。	導入のための検討	策定	試行	実施
			28					課内・部内調整 スケジュール決定 検討委員会設置規程の策定	検討委員会の発足 検討委員会開催 人事考課規程(案)の策定 職員への周知	人事考課規程策定 考課者訓練	検討及び考課者再訓練 本格実施

5. 公正の確保と透明性の向上

行政の公正を確保するとともに透明性の向上を図るため、市民に広く情報を発信します。

第四次行財政改革大綱		重点項目	推進項目	実施項目	担当課	内容	期待される効果	年次計画 (単位:千円)			
重点項目	推進計画							平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
5	公正の確保と透明性の向上	公正の確保と透明性の向上	審議会・委員会へ公募による一般市民の登用	審議会・委員会による一般市民の登用	関連各課	審議会・委員会委員等の公募制を推進する。	開かれた行政を推進するため、市政の意思決定の段階から市民の意思を反映させる機会を多く作ることを目的として、審議会等へ公募による一般市民の登用を推進する。	検討	検討	検討	実施
			29								

第四次行財政改革 大綱		重点項目	推進項目	実施項目	担当課	内容	期待される効果	年次計画 (単位:千円)				
重点項目	推進項目							平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
5	公正の確保と透明性の向上	公正の確保と透明性の向上	入札・契約制度の改善	30	入札・契約制度の改善	契約検査課	公共工事の入札及び契約制度の透明性、客観性及び競争性を高めるため、電子入札などの多様な入札方式の活用を図る。本市における公共工事の入札は、そのほとんどが、指名競争入札で行われている。指名競争入札は、不信用、不誠実な者を排除できる反面、談合等の不正を招きやすい欠点も指摘されている。今後、入札・契約に係る改善の検討が求められる。	公共工事の入札及び契約制度の透明性、客観性及び競争性を高めることによって、公共事業に対する市民の信頼と税金の効率的な運用が図れる。	検討	検討	実施	実施
				31	財務情報等の分かりやすい開示の推進	財政課	住民に対し、財政状況が総合的に把握できるような情報を可能な限りわかりやすい方法で提供することが必要であり、歳入歳出の状況や各種の財政指標などの一般的なデータのほか、バランスシートや行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書等も含め、地方公共団体全体像としての財務情報等の分かりやすい開示を推進していく。	予算の使い道を分かりやすく提供することにより、行政と市民が情報を共有し、共に考え、共に行動し、市民との協働によるまちづくりを積極的に推進することができる。また、他の類似団体との比較検討が可能となる。	各種諸表の作成	各種諸表の作成、開示方法・様式の検討	各種諸表の作成、開示方法・様式の検討	
				32	市議会議員の定数見直し	議会事務局	議員定数の見直し(30名 28名 2名減)	報酬等の抑制が図られる	実施	-	-	-
			見直し会議の定数					30名 28名 2名減				
								削減額:13,984				

6. 電子自治体の推進

ITを業務の効率化の有効な手段として位置付け、電子自治体を目指すための戦略的な計画を図る。

第四次行財政改革 大綱		重点項目	推進項目	実施項目	担当課	内容	期待される効果	年次計画 (単位:千円)				
重点項目	推進項目							平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
6	電子自治体の推進	電子自治体の推進	電子自治体推進計画	33	電子自治体推進計画の策定	IT推進室	行政の情報化を通じ「地域の活性化」を目指し、時間や場所に関係なく行政サービスを提供でき、地域住民との協働等も視野におき、かつ情報セキュリティを確保するとともに行政運営コストを低減を図る。	・年次の財政計画の可視化が可能。 デジタル・デバイス(情報格差)の縮小化及び情報リテラシー(情報活用力)の向上等の施策の明確化が可能	検討	検討	実施	実施
				34	電子申請システムの導入	IT推進室	インターネット等を活用して自宅や職場からいつでも安全に行政手続の受付ができるようになり、市民等利用者の視点に立った利便性の向上を図る。	市民の利便性・市民サービスの向上	検討	検討	実施	実施
				35	電子入札の導入	契約検査課	沖縄県CALS/EC(電子入札/電子納品等)市町村連絡協議会事務局が提案している電子入札システムの共同利用に対して、他市町村と協働して導入を検討し、平成20年度の実施を目指す。	入札の一層の透明性、競争性の確保及び談合の防止 ・ペーパーレス化に伴い、用紙及びファックスの軽減が見込まれる。	調査	調査	実施	実施
				36	電子決裁システムの導入	IT推進室	自席にいながら次の決裁者へ文書を届けたり、現在の決裁文書がどこにあるかをリアルタイムに確認でき、迅速な決裁処理が可能になる。	持ち回り決裁等の決裁にかかる時間の短縮が図られる。	検討	実施	実施	実施

7. 自主性・自立性の高い財政運営の確保

限られた財源の中で、複雑化・多様化する市民ニーズに的確に対応していくためには、各事務・事業を多角的な視点から検証し、事業の必要性・緊急性等の見直しを行い、「最小の経費で最大の効果」をめざし、歳出全般の総点検を行い、歳入においても市税収納率向上に向けた取り組みなど健全な市政運営を目指します。

第四次行財政改革 大綱		重点項目	推進計画	実施項目	担当課	内容	期待される効果	年次計画 (単位:千円)				
重点項目	重点項目							平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
7	自主性・自立性の高い財政運営	経費の節減合理化等財政の健全化	比率の改善の抑制・圧縮と経常収支	37	財政課 行政改革室	経常経費の抑制・圧縮と経常収支比率の改善	経常経費は年々持続して固定的に支出される経費であるが、経常経費の増大は、財政の硬直化につながり経常収支比率の増加要因となることから、経常経費の抑制・圧縮を行い、財政運営の健全性や弾力性の保持を図る必要がある。	経常経費の抑制・圧縮により、政策経費へ財源充当が可能となり経常収支比率の改善につながる。	実施	実施	実施	実施
				38		納税課	市税徴収率の向上	平成19年度からの所得税の一部が地方へ税源移譲されることを受け、二税(市民税・固定資産税)を中心に徴収率の向上を図る。	滞納整理の充実強化 収納事務の民間委託(コンビニ納付)の推進を図る。	徴収率 現年95% 滞納20%	徴収率 現年95% 滞納20%	徴収率 現年95% 滞納20%
									新システムでの徴収業務体制等の構築	滞納整理の充実・強化 収納事務の民間委託(コンビニ納付)の推進等	滞納整理の充実・強化 収納事務の民間委託(コンビニ納付)の推進等	滞納整理の充実・強化 収納事務の民間委託(コンビニ納付)の推進等

第四次行政改革 大綱		重点項目	推進 計画	実施項目	担当 課	内容	期待される効果	年次計画 (単位:千円)			
重点項目	重点項目							平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
7	自主性・自立性の高い財政運営	経費の節減合理化等財政の健全化	会計事務の改善	39	会計課	事業ごとの伝票作成により、増大している伝票の決裁事務を効率的に進めるため、一括決裁による減少を図る。また、市民サービスで現在実施している口座振込済通知書の費用対効果を検証し、効果的な新たな手法を検討及び廃止を行う。	決裁事務の軽減 毎月の納付書発送に要する人件費、通信費、印刷費の減	—	検討	実施	実施
								—	伝票減少化の検討 口座振込通知回数削減の検討	伝票減少化の実施 口座振込通知の廃止	伝票減少化の実施 口座振込通知の廃止
								0	0	95	95
		基金の運用	40	会計課	基金の更なる活用	公金管理運用基準に則り、運用可能な基金について、確実・効率性の高い国債・地方債・政府保証債等の債権運用を行うことで収入の確保が図られる。	国債等の債権運用はペイオフ解禁後の公金の安全性から、また、他預金利子と比較すると高利率であり、歳入確保の観点からも有効な活用方策である。	実施	実施	-	-
								退職手当基金の運用	公金管理検討委員会幹事会にて運用金額等を決定【毎年4月開催】		
								定期預金利率との差 1,416千円			
		企業誘致の推進	41	産業振興課	西海岸開発に係る企業誘致支援・育成	経済の自立の拠点地区として位置づけられている西海岸地域においては、観光振興地域制度の優遇措置等も活用しながら既存の集客施設の拡充やそれらと連動した施設の企業誘致を推進し、地域経済の活性化や雇用の創出を図っていきます。	・財政効果として法人市民税、固定資産税、償却資産税等の発生 ・若年者等の雇用の可能性(1,700人) ・建設、アウトソーシング等の経済波及効果(200億円) ・周辺地域への波及効果等	実施	実施	実施	実施
								遊休地及び都市機能用地第三街区への企業誘致:6業社 新規雇用者数:135人	遊休地への企業誘致:6業者 新規雇用者数:500人	遊休地への企業誘致:6業者 新規雇用者数:700人	遊休地への企業誘致:6業者 新規雇用者数:370人
								40,000	55,000	60,000	460,000
		情報産業振興施設運営経費の縮減	42	産業振興課	下記項目の見直しを図り、経費節減に努める。 ・委託費の圧縮 ・使用料収入の範囲拡大とその増額 ・人件費枠内での必要職種の適正配置	施設運営経費の縮減	施設運営経費の縮減	検討	検討	実施	実施
									使用料の規定されている条例・規則の見直し等	改正オフィス使用料の試行等	その他使用料の見直し等
								0	0	7,388	1,000
の広告等による新たな収入	43	秘書広報課 / IT推進	市報及びバナー広告	市報及びホームページへ企業広告掲載を募集し、新たな財源確保を図る。	地域経済活性化 自主財源の確保 平成18年度 5000円×4枠×3ヶ月=60千円 平成19年度以降 5000円×6枠×12ヶ月=720千円	検討及び試行	実施	実施	実施		
						「広告掲載基準」の作成 広告取扱業者の選定及び決定	広告取扱業者の選定及び決定	広告取扱業者の選定及び決定			
						60	720	720	720		
特別会計の経営健全化	水道事業の経営健全	水道局総務課	資産(資金)の更なる活用	ペイオフ解禁に伴い、決済用預金としていた基金を、より安全性のある国債等の購入により運用していく。	資金を有効活用するため、適正な資金計画を策定することで、安全性のある債権の運用が図られ経営健全化に寄与する。	実施	実施	実施	実施		
						無利子の決済用預金から定期預金に変更(5ヶ月間)	国債購入等より安全性の高い資金(資産)運用を行う	同左	同左		
						1,650	9,100	9,100	9,100		
下水道事業への繰入金抑制	45	水道課	下水道普及事業の促進	下水道の普及促進を行い、海や河川などの公共水域の水質保全、また住環境を改善し、健康で快適な文化生活の実現を図る。	現在、認可区域面積に対する面積整備率89.53% 処理区域世帯数に対する使用世帯数86.34% 雨水整備率76.20% 引き続き市全域の排水計画の下整備を行い、住民の快適な生活環境の確保 使用料の増収	実施	実施	実施	実施		
						普及活動業務(家庭訪問の実施等)	普及活動業務(家庭訪問の実施等)	普及活動業務(家庭訪問の実施等)	普及活動業務(家庭訪問の実施等)		
						800世帯×23.6千円=18,880千円	800世帯×23.6千円=18,880千円	800世帯×23.6千円=18,880千円	800世帯×23.6千円=18,880千円		
下水道使用料の改定検討	46	水道課	下水道使用料の改定検討	現行の施設維持管理については一般会計から繰り出して運営している状況であり、経営健全化の観点から、使用料の改定を行う必要がある。	下水道使用料金の改定を行うことにより、生活環境の改善はもとより、一般会計からの繰入金の抑制が期待される。	検討	検討	実施	実施		
							条例改正 現行平均単価80.5円	改定使用料金施行 84.5円=予測平均単価	同左		
						8,088,453㎡×80.5円=651,120千円	8,188,000㎡×80.5円=659,134千円	8,301,000㎡×84.5円=701,434千円	8,414,000㎡×84.5円=710,983千円		
		42,300	9,549								

第四次行財政改革大綱		重点項目	推進計画	推進項目	実施項目	担当課	内容	期待される効果	年次計画 (単位:千円)							
									平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度				
7	自主性・自立性の高い財政運営	特別会計の経営健全化	国民健康保険事業への繰入金抑制	47	国保特別会計の健全化	国民健康保険課	一般会計からの国保財政への繰入金等を抑制し、経営の健全化を図る。	保険税の目標収納率確保でペナルティーの5%の解除を目指す・保健事業や人間ドック等の早期予防対策で、医療費の抑制を図ります。	実施 収納率向上対策 レセプト点検の強化 訪問指導	実施 収納率向上対策 レセプト点検の強化 訪問指導	実施 収納率向上対策 レセプト点検の強化 訪問指導	実施 収納率向上対策 レセプト点検の強化 訪問指導	0	50,000	50,000	50,000
					48	国保税率の見直し	国民健康保険課	国保事業の財政を安定的に運営していくために、健全化に向けて国保税率の見直しを行う。	財源の確保につながり、国民健康保険事業の運営の健全化が図られる。	検討 国保税率改正試算資料作成及び調査検討の取組	検討 国保税率改正検討及び運営協議会等開催の取組	実施 新税率の国保税率改正の実施 市民への周知課税調停及び収納の取組	実施 新税率での調定及び収納の未納滞納対策等への取組	赤字繰出金の軽減額 100,000 ～500,000	赤字繰出金の軽減額 100,000 ～500,000	
				49	宇地泊第二土地区画整理事業の推進	区画整理課	区画整理事業の主収入である保留地処分金を確保し、計画的・効率的な事業の運営を図り、事業長期化の抑制を行う。	事業期間の短縮による事業費(事務費)の抑制	実施 保留地処分目標額: 107,500	実施	実施	実施	実施			
					50	使用料・手数料の適正化に向けた見直し	関連各課	受益者負担の観点からコストバランスの点検を行うとともに、他市の状況を勘案し、適正な価格を維持する。	使用料・手数料の見直しを図ることにより、受益者負担の原則による適正な価格が維持される。	実施 使用料・手数料見直し方針検討	実施 使用料・手数料見直し方針検討	実施	実施	幼稚園入園料・保育料見直し 2,223千円		
				51	補助金等の整理合理化	補助金・負担金の見直し	関連各課	補助金・負担金については、その事業の目的、効果を総合的に判断し、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方について十分に検討し、また、補助金・負担金が適正に執行されているかどうか評価するようなシステムづくりを行っていきます。	補助金・負担金については、初期の目的を達成し、社会的ニーズの薄れている事業、社会通念上、個人や団体が負担することが適当な事業、補助に見合った効果を得てない事業、団体負担軽減だけの補助金事業等について検証し、見直すことで、補助金の適正な運用が図られる。	検討	検討	実施	実施			

8. 民意を反映した行政運営の充実

市民、自治会、NPO等から改善や意見が述べられる制度の確立を推進します。

第四次行財政改革大綱		重点項目	推進計画	推進項目	実施項目	担当課	内容	期待される効果	年次計画 (単位:千円)			
									平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
8	民意を反映した行政運営の充実	民意を反映した行政運営の充実	パブリックコメント制度の確立	52	パブリックコメント制度の調査研究と導入の検討	企画政策課	政策形成過程において計画等の素案を公表し、市民からの意見を求め、意見を考慮して行政の意思決定を行う手続き。自治基本条例との関わりを検討しつつ、市民意識の醸成や市民参画の手法など導入の可能性等を調査・研究する。	市民の市政参加行政の説明責任の履行 公正で開かれた市政の推進。	検討	検討	検討	実施